

国民健康保険税の税率などを改正

国民健康保険は、都道府県と市町村が共同で運営する制度です。保険給付費(医療費)に必要なすべての費用が、茨城県から交付されるかわりに、市は県に国保事業費納付金を納めています。納付金の主な財源は国民健康保険税ですが、1人当たりの医療費は増加している一方で、被保険者数は年々減少し、保険税収入が減少していることなどから、次のとおり2024年度の国民健康保険税の税率などを改正しました。

被保険者の皆さんの急激な負担増をできるだけ抑えるため、段階的に国民健康保険税率などを改正していく予定です。被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も安心して医療を受けることができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【改正前】	区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※)
	所得割(所得に応じて)	6.4%	2.3%	2.0%
	均等割(19歳以上)(1人あたり)	34,000円	12,500円	14,000円
	均等割(18歳以下)(1人あたり)	17,000円	6,250円	-
	賦課限度額	65万円	22万円	17万円

【改正後】	区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※)
	所得割(所得に応じて)	6.7%	2.6%	2.3%
	均等割(19歳以上)(1人あたり)	38,000円	16,000円	17,000円
	均等割(18歳以下)(1人あたり)	19,000円	8,000円	-
	賦課限度額	65万円	24万円	17万円

(※)介護保険分は、40歳以上65歳未満の方のみ課税されます

保険税軽減対象世帯を拡大



国民健康保険税は、前年の所得額などの申告に基づき、算定されます。所得などが一定金額以下であれば軽減の対象となりますが、所得の申告をしていない場合は軽減の対象とはなりません。法律などの改正に伴い、2024年度から軽減判定所得の算定方法が変更となりました。

なお、納税通知書は7月中旬に世帯主に送付します。(年金からの天引きにより納付する方には、8月上旬に送付します)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

均等割額5割軽減世帯【変更後】

国保加入者など全員の所得金額の合計が、

$$43万円 + (給与所得者など※の数 - 1) \times 10万円 + \text{被保険者数} \times \text{29万5千円} \text{ 以下の世帯}$$

変更前 29万円

均等割額2割軽減世帯【変更後】

国保加入者など全員の所得金額の合計が、

$$43万円 + (給与所得者など※の数 - 1) \times 10万円 + \text{被保険者数} \times \text{54万5千円} \text{ 以下の世帯}$$

変更前 53万5千円

※「給与所得者など」は次の方が該当します

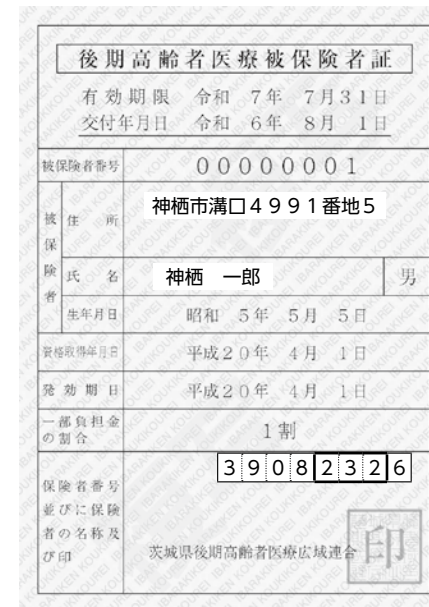
- 給与の収入金額が55万円を超える
- 65歳未満で公的年金などの収入金額が60万円を超える
- 65歳以上で公的年金などの収入金額が110万円を超える

新しい「後期高齢者医療被保険者証」を送付

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1143

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(紺色)の有効期限は、7月31日(水)です。7月中旬から茶色い封筒で新しい被保険者証を郵送しますので、記載内容をご確認ください。

8月1日からは、新しい被保険者証(エンジ色)を医療機関窓口にご提示ください。なお、7月19日(金)までに届かない場合は、ご連絡ください。



2024年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1143

保険料決定通知書は、7月中旬(年金から天引きの場合は7月下旬)に送付します。

後期高齢者医療保険料(普通徴収)の納付には、口座振替が便利です。

申込方法＝金融機関、ゆうちょ銀行に通帳と届出印を持参し、口座振替依頼書を提出

インターネットからも口座振替の申し込みができます。書類や届出印が不要で、金融機関の窓口に向く必要がありません。

※詳しくは、市ホームページからWeb口座振替受付サービスをご覧ください

